

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福岡市南区高宮一丁目三番二九一八〇二号

株式会社古賀ビル
代表清算人 山下 靖子

解散公告

当社は、令和八年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

北九州市小倉北区田町一五番二三号

有限会社美容の本宮
代表清算人 大島 教帆

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福岡県糸島市高祖一六七番地の三

有限会社前原農産本圃
清算人 吉田 孝行

解散公告

当社は、令和八年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

熊本市中央区水前寺公園一三番四五一一四

丸扇合同会社
清算人 平金 雄二

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

川崎市川崎区砂子二丁目一〇番地七ルリエ
川崎駅前三〇三

管理組合法人ルリエ川崎駅前
清算人 井ノ本真佐夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十二月七日開催の役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

島根県出雲市斐川町莊原三〇八三番地

宗教法人日本ホーリネス教団出雲エシユ
ルン教会
清算人 中道 善次

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年七月二十一日の山口県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

山口県山口市小郡大正町一五番七号

新山口駅北地区市街地再開発組合
清算人 石田光一郎
清算人 平田 雅典

解散公告(第二回)

当法人は、福島地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

福島県福島市佐倉下字林泉二四番地

宗教法人大寶院
清算人 弁護士 大河内敬子
連絡先 福島県福島市北五老内町一番三三三

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月二日開催の社員総会の決議により、令和八年七月二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

埼玉県春日部市栄町一丁目三三四番地

医療法人松栄会
清算人 岩松久美子

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年七月十五日に当法人の社員全員が退社し、社員の欠乏(医療法第五十五条第一項第五項)が生じたことにより令和八年七月十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目七番一六号

医療法人社団皓歯会
清算人 今井 尚子

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

名古屋市長緑区古鳴海二丁目一三八番地

医療法人恵会
清算人 伊藤 久恵

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年七月八日香川県知事の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月七日

香川県仲多度郡まんのう町炭所西六七〇番地

炭所西生産森林組合
清算人 曾我部 強

第六期決算公告

令和八年三月三十一日現在
貸借対照表の要旨
単位：千円

流動資産	一八、七八六
固定資産	三、四三五、九〇〇
資産合計	三、四五四、六八六
負債及び正味財産の部	七二
流動負債	
指定正味財産	三、四四八、七九九
一般正味財産	五、八一五
負債及び正味財産合計	三、四五四、六八六

令和八年八月七日

京都市下京区烏丸通高辻下る薬師前町七〇七番地

公益財団法人ワタキュー財団
代表理事 村田 清和

公益信託藤村兼吉・千恵子記念奨学基金第三十三期決算公告

一、事業概要
信託行為第六条に規定する者二名に対し、八四万円の奨学金を給付した。

二、財産目録(令和八年三月三十一日現在)

資産合計	一、〇四八、六一三円
負債合計	〇円
正味信託財産	一、〇四八、六一三円

令和八年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三

公益信託藤村兼吉・千恵子記念奨学基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社
十八期決算公告

一、事業概要

信託行為第六条に掲げる事業については、計十七件総額九、〇〇〇、〇〇〇円の助成金を給付した。

二、財産目録(令和八年三月三十一日現在)

資産合計	三四、二五七、五一〇円
負債合計	〇円
正味信託財産	三四、二五七、五一〇円

令和八年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三

公益信託エスベック地球環境研究・技術基金

代表受託者 みずほ信託銀行株式会社
公益信託中村ものづくり庄内奨学基金第二十二期決算公告

一、事業概要
信託行為第六条に掲げる事業については、奨学金として二名に対し総額一〇〇万円の給付を行った。

二、財産目録(令和八年三月三十一日現在)

資産合計	三、九九一、八四三円
負債合計	〇円
正味信託財産	三、九九一、八四三円

令和八年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目三番三三三

公益信託中村ものづくり庄内奨学基金
受託者 みずほ信託銀行株式会社